

平成 24 年 4 月 2 日

受益者の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

「日本割安低位株ファンド（限定追加型）」 信託終了（繰上償還）のお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、「日本割安低位株ファンド（限定追加型）」（以下「当ファンド」といいます。）につきましては、基準価額（支払済みの分配金累計額^(注)は加算しません。）が一定水準（13,000 円）以上となった場合には、短期有価証券、短期金融商品等の安定資産による安定運用に切り替えることを基本としています。

（注）当ファンドの分配実績はありません。

平成 24 年 3 月 16 日の基準価額が運用の基本方針に定める一定水準以上となり、安定運用への移行を開始し、切り替えが完了しましたので、信託約款の規定に基づき信託終了日を繰上げ、下記の通り信託を終了いたしますので、お知らせいたします。

謹白

<記>

信託の終了（投資信託契約の解約）の理由

基準価額水準が運用の基本方針に定める一定水準以上となり、安定運用に切り替えましたので、受託者と合意の上、当ファンドの投資信託約款第 47 条第 2 項の規定に基づきまして、信託を終了（投資信託契約を解約）するものです。

なお、信託の終了日（繰上償還日）は以下の通りとさせていただきます。

信託の終了（投資信託契約の解約）の年月日

信託の終了日（繰上償還日）：平成 24 年 6 月 4 日（月）

なお、償還金は、平成 24 年 6 月 5 日（火）（予定）より、販売会社の本支店等でお支払いいたします。

以上

上記の一定水準（13,000 円）は、あくまでも安定運用に切り替えるための価額水準であり、ファンドの基準価額および償還価額が 13,000 円以上となることを示唆あるいは保障するものではありません。また、株式売却の際に発生する売買委託手数料等や市場インパクト、安定資産に切り替わるまでの株式の価格変動の影響、またはファンドが組入れている銘柄について速やかに売却できない場合等により、基準価額が 13,000 円以上となった日の翌営業日以降（安定運用への切り替え完了後も含みます。）の基準価額および償還価額が 13,000 円を下回る場合があります。